

- ・横山理事、風間理事の退任の意向を踏まえ、役員を選任を実施するため、令和6年4月15日に開催された第10回理事会において、役員等候補者選考委員会の設置に向けた評議員会の開催について提案がなされた。
- ・評議員会において、役員等候補者選考委員会の設置要綱を制定し、委員の選任を行う。

## 評議員会の決議事項

|       | 議案                                     | 主な内容                   |
|-------|--|------------------------|
| 第1号議案 | 公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等候補者選考委員会 設置要綱の制定 | 役員等候補者選考委員会の設置及び運営について |
| 第2号議案 | 役員等候補者選考委員会委員の選定                       | 役員等候補者選考委員会委員の候補者名簿    |

(案)

公益財団法人東京2025世界陸上財団  
役員等候補者選考委員会 設置要綱

令和6年●月●日  
評議員会 決定

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当財団」という。）の定款第12条第1項及び第25条第1項に定める役員等の選任にあたって、その役員等候補者を選考する役員等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会の設置及び任務)

第2条 当財団の役員等候補者について、その資質や能力を確認し、役員等の選考を適切に行うため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、当財団における役員（理事、監事）及び評議員の候補者について選考し、評議員会に対して推薦を行う。

(選考委員会の委員)

第3条 選考委員会は、外部有識者を含む計6名の委員で構成することとし、委員は評議員会が選任する。

2 選考委員会に委員長1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 選考委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。なお、委員のオンラインによる出席を妨げない。

2 選考委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(案)

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、企画部において行う。

(謝礼金等の支払い)

第7条 委員（外部有識者）で選考委員会に出席した者に対しては、当財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を準用し、謝礼金等（交通費等費用を含む。）を支払うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員で協議の上、これを定める。

附 則

本要綱は、令和6年●月●日より施行する。

(案)

東京 2025 世界陸上財団役員等候補者選考委員会  
委員名簿

(五十音順)

| 区 分 | ふりがな<br>氏 名        | 現 職   | 備 考 |
|-----|--------------------|---|-----|
| 委 員 | くどう ようこ<br>工藤 陽子   | カリフォルニア州公認会計士、日本オリンピック委員会監事、日本バレーボール協会監事、東京 2025 世界陸上財団監事     |     |
| 委 員 | すずき ひでお<br>鈴木 英穂   | 日本陸上競技連盟事務局長  |     |
| 委 員 | すとう みわ<br>須藤 実和    | 公認会計士、日本オリンピック委員会理事、日本サッカー協会理事、日本バレーボール協会副会長（理事）              |     |
| 委 員 | まつお ゆみこ<br>松尾 祐美子  | 弁護士、ニューヨーク州弁護士、東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた有識者会議 委員、日本陸上競技連盟監事 |     |
| 委 員 | わたなべ たけし<br>渡邊 剛   | 弁護士、ニューヨーク州弁護士、東京 2025 世界陸上財団監事                               |     |
| 委 員 | わたなべ としひで<br>渡邊 知秀 | 東京都生活文化スポーツ局次長  |     |